

みなし移出不適用承認申請書の記載要領等

製造たばこ、揮発油の製造者が製造を廃止した場合、課税石油ガスの充てん者が自動車用石油ガス容器への課税石油ガスの充てんを引き続き行わないこととした場合又は原油若しくはガス状炭化水素の採取者がその採取を廃止した場合で、その製造場等に課税物件が現存するときには、その製造等の廃止の日に、現存する物品が移出されたものとみなされて課税されることとなりますが、税務署長の承認を受ければ一定期間その適用が猶予されます。この申請書は、その承認の申請をする場合に使用するものです。

【記載要領】

- 1 「申請課税物件の移出完了見込期日」欄には、現存する課税物件の移出が完了すると見込まれる期日を記載します。
- 2 「品名等」欄には、品名のほか、その物品の規格、銘柄を記載します。
- 3 「〃」や「同上」は記載しないでください。

【注意事項】

- 1 この承認を受けて移出した課税物件については、移出に係る申告期限までに納税申告することになります。
- 2 承認を受けた期限を経過しても課税物件が現存することとなる場合には、承認期限の日に移出したものとみなされます。